

## 『外来感染対策向上加算』『連携強化加算』

専任の院内感染管理者（副院長）を配置し、感染予防・抗菌薬適正使用についてのマニュアルを作成し、職員に院内感染防止対策に関する研修を実施しています。少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関（長崎県杵岐病院）が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加、また、その杵岐病院または杵岐医師会が主催する新興感染症の発生等を想定した訓練に少なくとも年1回参加しています。新興感染症の発生時等に都道府県等の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制（第二種協定指定医療機関の指定）を有し、そのことを自治体のホームページで公開しています。また 感染症対策向上加算1を算定する他の医療機関に、定期的に感染症の発生状況等について報告を行っています。当院では感染対策として上記の取り組みを行っています。

## 『医療 DX 推進体制加算』

## 『医療情報取得加算』

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。オンライン資格確認によって得た情報（受信歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報）を医師が診察室等で確認できる体制を整備し診療に活用します。尚、今後電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスにより他の医療機関との間で診療情報をスムーズに提供・取得できる体制を準備中です。（患者様ご本人の了承なしに情報のやり取りをすることはありません。）

## 『一般処方名加算』

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、一般処方によって患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

## 『生活習慣病管理料』（高血圧・脂質異常症・糖尿病の患者様）

令和6年（2024年）6月1日以降、厚生労働省による診療報酬改定のため、『高血圧』『脂質異常症』『糖尿病』で治療を受けていただいている患者様には、これまでの【特定疾患療養指導管理料】に代わり、【生活習慣病管理料】へ変更することになります。患者様に応じた療養計画書を作成し、医師・歯科医師・看護師・薬剤師等の多職種と連携をし、総合的な治療管理を行っていく【生活習慣病管理料】へ変更することになりました。

この改定により、今後は患者様に応じた療養計画書を初回時と概ね4ヶ月ごとに作成させていただく為、令和6年（2024年）6月以降、診察時に療養計画書へのご署名を初回のみ頂く必要がありますので、ご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。

なお、当院では患者様の状態に応じて28日以上長期の処方、またはリフィル処方箋の発行が対応可能となっております。

**※長期処方、リフィル処方箋の発行が可能かは、病状に応じて担当医師が判断いたします※**